

様式第2（第5条関係）

会議録

1. 附属機関の名称

犬山市情報公開審査会、犬山市個人情報保護審査会及び犬山市行政不服審査会

2. 開催日時

令和7年4月28日（月） 午前10時00分から午前10時45分まで

3. 開催場所

犬山市役所 201 会議室

4. 出席した者の氏名

1 委員

青山 正和（犬山市情報公開審査会委員、犬山市行政不服審査会委員）

松本 未希子（犬山市情報公開審査会委員、犬山市行政不服審査会委員、犬山市個人情報保護審査会委員）

丹羽 加奈絵（犬山市個人情報保護審査会委員）

山口 勝司（犬山市情報公開審査会委員、犬山市行政不服審査会委員）

山本 誠（犬山市個人情報保護審査会委員）

2 執行機関

藤村 崇司総務課長、日比野 正樹課長補佐、林 真史統括主査、山田 万由美主査

5. 議事

- (1) あいさつ
- (2) 制度説明
- (3) 会長選出
- (4) 運営状況報告
- (5) その他（個人情報保護法の改正動向）

6. 傍聴人の数 0 人

7. 内容

(1) あいさつ

藤村総務課長 あいさつ

各事務局員 あいさつ

(2) 制度説明

事務局より情報公開制度、個人情報保護制度、行政不服審査制度の制度概要について説明

(3) 会長選出

情報公開審査会、行政不服審査会 会長 青山 正和委員

個人情報保護審査会 会長 丹羽 加奈絵委員

(4) 運営状況報告

令和6年度の情報公開請求、個人情報開示請求、行政不服審査請求の実績について説明

- 〈情報公開請求〉 請求件数 67件、非公開件数 6件、一部非公開件数 9件
〈個人情報開示請求〉 請求件数 12件、非公開件数 1件、一部非公開件数 1件
〈行政不服審査請求〉 請求件数 0件

令和6年度情報公開請求一覧及び個人情報開示請求一覧の開示。

事務局からの説明に対する各委員の質疑

(質問1) 今年度において各条例の改正予定はあるか。

(回答1) 今年度中の改正は今のところ予定していない。

(質問2) 個人情報の開示請求実績で固定資産の名寄帳が請求されているが、名寄帳の請求は個人情報の開示請求で処理しているか。

(回答2) 通常、名寄帳を含む証明書の発行は、個人情報の開示請求で受け付けるものではない。

名寄帳の開示を個人情報の開示請求で処理した理由について確認を行う。

(※税務課への聞き取りにより、固定資産税の遡及賦課期限の5年以内の名寄帳については税務課所定の申請書に基づいて交付しているが、5年より前の請求については個人情報開示請求により処理していることが判明。)

(質問3) 情報公開審査請求件数が近年増加傾向との話があったが、近隣自治体と比べてどうか。

(回答3) 他自治体との比較はしたことがないため、調査し改めて報告する。

(※調査の結果は別紙のとおり。情報公開及び個人情報開示請求の件数共に他の自治体と比較して突出した値を示すものではなかった。)

(質問4) 情報公開請求書の様式において、請求の目的を記載する欄が設けられているが、その理由は何か。

(回答4) 目的を聞くことで相手が求めている公文書を正確に把握することが目的。目的によって情報の公開可否を判断するものではない。

(質問5) 目的如何によって、公開・非公開の判断が変わるものではないということか。

(回答5) 目的によって公開、非公開の判断が変わるものではない。あくまで公開請求資料自体が情報公開条例及び同施行規則で示されている判断基準において、公開資料か非公開資料かということで判断することになる。

(質問6) 請求する資料によっては請求窓口が分かりにくい場合もあるかと思うが、そうした場合はどのように対応するのか。

(回答6) 請求があった場合、行政部署が一旦請求窓口として受け付け、その後所管部署に橋渡しをするというやり方をしている自治体もあると聞いている。当市においては、請求人が直接所管課に請求書を提出する運用をとっている。

るため、場合によっては請求した所管部署で請求人が求める資料が充足しない可能性があるかもしれない。そうした場合は、所管部署から相談があれば、総務課として公文書の目録などから可能な限り請求資料を調査するよう協力したいと考えている。

(質問 7) 請求の目的の件に関して、犬山市情報公開条例第 6 条が請求手続きの根拠だと思われるが、その条文上、請求目的に関しては明記されていない。仮に、請求目的が、同条第 3 号の「その他実施機関が定める事項」に含まれているとすれば、定める事項としてどこに明記されているのか。

(回答 7) ご指摘のとおり、その他事項を具体的に定めている条文は見当たらない。本来は本則で規定するのが望ましいと考えるが、現状は施行規則上に様式として規定しているという状況である。

(質問 8) 実施機関が定める事項に関して、市長部局や教育委員会で様式が異なっているか。

(回答 8) 様式は異ならない。市長部局の様式を教育委員会が準用しているというのが現状である。

(5) その他 (個人情報保護法の改正動向)

個人情報保護委員会より令和 7 年 2 月に自治体向けに通知された、個人情報保護法の 3 年に一度の見直しに向けた「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方」を紹介。

2025 年 5 月 16 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名)

(署名)